

議案第1号

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正について

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年1月30日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）その他法令の規定による土地及び地下水の汚染防止等措置に伴う特定作業に関して、規制内容を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部を改正する条例

大口町地下水の水質保全に関する条例（平成12年大口町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「特例作業」とは、前項に規定する特定作業のうち、次に掲げる作業をいう。

(1) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項に規定する指示措置等により行う作業

(2) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第11条の規定による農用地の土壤の汚染の防止に関する措置の要請及び勧告により行う作業

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の存する土地において行う作業

(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）第40条の規定による汚染の拡散の防止のための措置に伴う作業並びに同条例第41条の規定による汚染の除去等の措置命令及び同条例第45条の規定による助言により行う作業

第4条第1項に次の1号を加える。

(6) 第2条第2項各号に該当する作業の内容（特例作業の場合に限る。）

第10条の2中「第2条第1項各号に掲げる作業」の次に「及び同条第2項に規定する特例作業並びに次条第1項及び第6項の規定による措置命令による作業」を加える。

第14条中「第11条第1項から第3項」を「第11条第1項から第4項」に、「第11条第4項若しくは第5項」を「第11条第5項若しくは第6項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町地下水の水質保全に関する条例(以下「新条例」という。)は、この条例の施行の日以後に着手する特定作業について適用し、この条例の施行の際現に行われている特定作業については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに着手する新条例第2条第2項に規定する特例作業については、第4条中「特定作業に着手する日の20日前まで」とあるのは、「特定作業に着手する日の前日まで」とする。

大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「特定作業」とは、掘削を行う前の地盤面から垂直距離で3メートルを超える掘削を行う場合において、その掘削跡を、掘削を行う前の地盤面まで、在来の土砂以外の土砂を使って、その全部又は一部を埋め戻す作業（単に埋め戻しに使用する土砂を運搬するのみの作業を除く。）のうち、次に掲げる作業以外の作業（第10条の2の規定に違反した作業を除く。）をいう。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う作業</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者が行う建柱、地下埋設管の布設及び人孔の設置（以下「建柱等」という。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う建柱等又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者が行うガス管の布設に伴い行う作業</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「特定作業」とは、掘削を行う前の地盤面から垂直距離で3メートルを超える掘削を行う場合において、その掘削跡を、掘削を行う前の地盤面まで、在来の土砂以外の土砂を使って、その全部又は一部を埋め戻す作業（単に埋め戻しに使用する土砂を運搬するのみの作業を除く。）のうち、次に掲げる作業以外の作業（第10条の2の規定に違反した作業を除く。）をいう。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う作業</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者が行う建柱、地下埋設管の布設及び人孔の設置（以下「建柱等」という。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う建柱等又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者が行うガス管の布設に伴い行う作業</p>
<p>2. この条例において「特例作業」とは、前項に規定する特定作業のうち、次に掲げる作業をいう。</p> <p>(1) <u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項に規定する指示措置等により行う作業</u></p> <p>(2) <u>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第11条の規定による農用地の土壌の汚染の防止に関する措置の要請及び勧告により行う作業</u></p> <p>(3) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設</u></p>	

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>の存する土地において行う作業</u></p> <p><u>(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例</u> <u>(平成15年愛知県条例第7号) 第40条</u> <u>の規定による汚染の拡散の防止のための措</u> <u>置に伴う作業並びに同条例第41条の規定</u> <u>による汚染の除去等の措置命令及び同条例</u> <u>第45条の規定による助言により行う作業</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の「在来の土砂以外の土砂」とは、特定作業を行う土地で採取された土砂以外の土砂をいう。ただし、特定作業が、一団の土地にわたって行われる場合は、当該一団の土地以外において採取された土砂をいう。</p> <p>(特定作業の届出)</p> <p>第4条 特定業者は、特定作業を行う現場ごとに、特定作業に着手する日の20日前までに、次に掲げる事項を、あらかじめ町長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 特定業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び所在地</p> <p>(2) 特定作業を行う土地の所在地番</p> <p>(3) 特定作業により埋め戻す掘削跡の深さ及び面積、特定作業に着手する日並びに特定作業を行う期間</p> <p>(4) 特定作業に使う埋め戻し用の土砂（以下「埋め戻し用土砂」という。）を採取する土地の所在地番並びに採取する土砂の予定量及び種類</p> <p>(5) 次条第1項の規定による埋め戻し用土砂の有害物質に関する検査を同条第4項の規定に基づき行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録された計量証明事業を行う者のうち濃度に係るもの（以下「計量証明事業者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び所在地</p>	<p>2 <u>前項</u>の「在来の土砂以外の土砂」とは、特定作業を行う土地で採取された土砂以外の土砂をいう。ただし、特定作業が、一団の土地にわたって行われる場合は、当該一団の土地以外において採取された土砂をいう。</p> <p>(特定作業の届出)</p> <p>第4条 特定業者は、特定作業を行う現場ごとに、特定作業に着手する日の20日前までに、次に掲げる事項を、あらかじめ町長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 特定業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び所在地</p> <p>(2) 特定作業を行う土地の所在地番</p> <p>(3) 特定作業により埋め戻す掘削跡の深さ及び面積、特定作業に着手する日並びに特定作業を行う期間</p> <p>(4) 特定作業に使う埋め戻し用の土砂（以下「埋め戻し用土砂」という。）を採取する土地の所在地番並びに採取する土砂の予定量及び種類</p> <p>(5) 次条第1項の規定による埋め戻し用土砂の有害物質に関する検査を同条第4項の規定に基づき行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録された計量証明事業を行う者のうち濃度に係るもの（以下「計量証明事業者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び所在地</p>

新	旧
<p>ては、その代表者の氏名及び所在地</p> <p><u>(6) 第2条第2項各号に該当する作業の内容</u> <u>(特例作業の場合に限る。)</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(掘削の禁止)</p> <p>第10条の2 何人も、第2条第1項各号に掲げる作業及び同条第2項に規定する特例作業並びに次条第1項及び第6項の規定による措置命令により行う作業に伴う掘削を除き、掘削を行う前の地盤面から垂直距離で6メートルを超える掘削を行う場合において、その掘削跡を、掘削を行う前の地盤面まで、在来の土砂以外の土砂を使って、その全部又は一部を埋め戻す作業を伴う掘削をしてはならない。</p> <p>(土地所有者等の協力)</p> <p>第14条 第6条若しくは第11条第1項から第4項までの規定に基づく命令を受けた特定作業が行われている土地若しくは第11条第5項若しくは第6項の規定に基づく命令を受けた禁止作業が行われている土地の所有者、管理者及び占有者は、当該命令又はこの命令に係る必要な措置に協力しなければならない。</p>	<p>ては、その代表者の氏名及び所在地</p> <p>2～5 略</p> <p>(掘削の禁止)</p> <p>第10条の2 何人も、第2条第1項各号に掲げる作業に伴う掘削を除き、掘削を行う前の地盤面から垂直距離で6メートルを超える掘削を行う場合において、その掘削跡を、掘削を行う前の地盤面まで、在来の土砂以外の土砂を使って、その全部又は一部を埋め戻す作業を伴う掘削をしてはならない。</p> <p>(土地所有者等の協力)</p> <p>第14条 第6条若しくは第11条第1項から第3項までの規定に基づく命令を受けた特定作業が行われている土地若しくは第11条第4項若しくは第5項の規定に基づく命令を受けた禁止作業が行われている土地の所有者、管理者及び占有者は、当該命令又はこの命令に係る必要な措置に協力しなければならない。</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

大口町地下水の水質保全に関する条例第10条の2では、掘削を行う地盤面から垂直距離6mを超える掘削を行う場合において、その掘削跡を在来の土砂以外の土砂を使って、その全部または一部を埋め戻す掘削を禁止しておりますが、土壤汚染防止法等の法令の規定による土壤及び地下水の汚染の防止のための措置により6mを超える掘削を行い、在来の土砂以外の土砂で埋め戻しを行う必要がある事例が発生し、条例の規定と不整合が生じております。

今後も同様な事例が発生する可能性があり、適正に対応するため、本条例の一部を改正します。

2 改正概要

(1) 第2条第2項関係（定義規定）

特定作業のうち、次の作業を特例作業と定義とします。

ア 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定された指示措置等による作業（第1号）

イ 農用地の土壤の汚染防止等の対策に関する法律（昭和45年法律第139号）に規定された汚染の防止に関する措置の要請及び勧告により行う作業（第2号）

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で規定された一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の存する土地における作業（第3号）

エ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定された汚染の除去等の措置に伴う作業並びに措置命令及び助言による作業（第4号）

(2) 第4条第1項関係（特定作業の届出）

特例作業を行う場合、特定作業として届け出る事項に、特例作業に該当する

作業の内容を加えます。(第6号)

(3) 第10条の2関係(掘削の禁止)

次の作業については、在来の土砂以外の土砂を使う埋め戻し作業を伴う6mを超える掘削を例外的に認める作業として加えます。

ア 第2条第2項に規定する特例作業

イ 第11条第1項及び第6項に規定する大口町が地下水の水質の汚染を防止するために必要な措置として命じる作業

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行します。

(2) この条例は、この条例の施行の日以後に行われる特定作業について適用するものとし、この条例の施行の際現に行われている特定作業については、従前の例によるものとしします。

(3) この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに着手する特例作業については、特定作業の届出期限を「特定作業に着手する20日前まで」ではなく、「特定作業に着手する前日まで」とします。